

○鞍手町工場等設置奨励に関する条例施行規則

昭和 37 年 4 月 2 日鞍手町規則第 2 号

改正

昭和 38 年 4 月 5 日規則第 1 号

昭和 39 年 9 月 1 日規則第 13 号

昭和 42 年 6 月 26 日規則第 5 号

昭和 52 年 4 月 5 日規則第 7 号

平成 3 年 12 月 21 日規則第 10 号

平成 5 年 9 月 30 日規則第 8 号

平成 13 年 10 月 1 日規則第 13 号

平成 20 年 3 月 3 日規則第 2 号

平成 20 年 10 月 8 日規則第 25 号

平成 22 年 9 月 16 日規則第 9 号

平成 23 年 4 月 21 日規則第 9 号

平成 24 年 3 月 27 日規則第 8 号

平成 24 年 11 月 14 日規則第 20 号

平成 25 年 11 月 13 日規則第 18 号

平成 26 年 3 月 25 日規則第 2 号

平成 29 年 7 月 25 日規則第 17 号

平成 30 年 3 月 30 日規則第 4 号

平成 31 年 3 月 27 日規則第 2 号

令和 3 年 1 月 15 日規則第 1 号

令和 3 年 9 月 17 日規則第 14 号

鞍手町工場等設置奨励に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 鞍手町工場等設置奨励に関する条例（平成 3 年鞍手町条例第 23 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(工場等の基準)

第 1 条の 2 条例第 2 条第 1 号に規定する工場等（以下「工場等」という。）は、次に掲げる業種の用に供する施設とする。

(1) 製造業

(2) 宿泊業のうち旅館業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を除く。）

(3) 農林水産物等販売業（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 23 条に定める事業をいう。）

- (4) 情報サービス業等（租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 5 条の 13 第 7 項に定める事業をいう。）
- (5) 運輸業のうち道路貨物運送業及びこん包業並びに倉庫業
- (6) 卸売業
- (7) 定格出力 1 MW 以上（施設数が複数の場合は合計出力）である大規模再生可能エネルギー発電所
（指定の基準）

第 1 条の 3 条例第 3 条の規定による取得価額の要件の判定は、事業所ごとに、かつ、事業の用に供した日を含む事業年度又は年ごとに行う。

（指定申請及び指定書の交付）

第 2 条 条例第 3 条の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、当該工場等の取得等に係る工事に着手する日の 30 日前までに、工場等設置奨励指定申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特段の事情があると認めた場合はこの限りでない。

2 町長は、指定をする場合は、指定を受けようとする者に対し指定書（様式第 2 号）を交付する。

3 指定を受けた者は、第 4 条第 2 号に規定する工事完了届を町長に提出するまでの間において、第 1 項に規定する申請書の記載事項について変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第 3 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（課税免除措置の範囲）

第 2 条の 2 条例第 4 条第 1 項により町長が定める課税免除の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 取得等をした者が直接第 1 条の 2 各号に規定する業種（以下「製造業等」という。）の事業の用に供する建物及び附属設備（以下「建物等」という。）

(2) 取得等をした者が直接製造業等の事業の用に供する機械及び装置

(3) 取得等をした者が直接製造業等の事業の用に供する建物等を建設するために取得した土地。ただし、当該土地を取得した日の翌日から起算して 1 年以内に建物の建設に着手した場合に限り、その対象範囲は、直接製造業等の事業の用に供される建物等の垂直投影部分とする。

2 取得等をした者が前項第 1 号及び第 2 号に規定する取得等をした資産を貸与する場合は、取得等をした者の製造業等の事業の用に供されるものである場合に限り、課税免除の範囲とする。この場合の土地の対象範囲は、前項第 3 号の規定を準用する。

（課税免除措置の申請）

第3条 指定を受けた者は、条例第4条第1項に規定する課税免除措置を受けようとするときは、固定資産税課税免除申請書（様式第4号）に町税等の未納のないことを調査する同意書（様式第10号）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、条例第4条の規定に基づき固定資産税の課税免除の額を決定したときは、固定資産税課税免除決定通知書（様式第4号の2）により、通知するものとする。
（届出）

第4条 指定を受けた者は、指定を受けたときから条例に基づく課税免除措置が終了するまでの間、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日（事業報告書にあっては、定期総会の日）から10日以内に、それぞれ当該各号に定める書類（個人にあっては、第4号の事業報告を除く。）を町長に提出しなければならない。

(1) 指定に係る工場等の事業を開始したとき 事業開始届（様式第5号）

(2) 指定に係る工場等の建設が完了したとき 工事完了届（様式第6号）

(3) 指定に係る工場の事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したとき 事業休（廃）止届（様式第7号）

(4) 指定に係る工場等の事業年度が終了したとき 事業報告書（様式第8号）

(5) 条例第5条に規定する承継を行ったとき 事業承継届（様式第9号）

（審議会への諮問）

第5条 町長は、規則第2条第1項の申請があったときは、鞍手町工場等設置奨励審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。ただし、条例第3条に規定する取得価格の合計額が1億円未満の場合で、町長が特に諮問の必要がないと認めた場合はこの限りでない。

（委員及び委員の任期）

第6条 審議会は委員7人以内をもって構成し、次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の役職員

(2) 関係公共的団体の役職員

(3) 学識経験者その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第7条 審議会に次の役員を置く。

会長 1人

副会長 1人

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

(審議会の会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、災害の発生等により審議会の開催が困難であると認められるときは、書面協議により可否を問うことができる。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、地域振興課において行う。

(委任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年4月5日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年9月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年6月26日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年4月5日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年12月21日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月17日から適用する。

附 則 (平成5年9月30日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年10月1日規則第13号)

この規則は、平成13年11月13日から施行し、平成13年1月2日から適用する。

附 則 (平成20年3月3日規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月8日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年9月16日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年4月21日規則第9号)

この規則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日規則第 8 号）

この規則は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例（平成 24 年鞍手町条例第 8 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 14 日規則第 20 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 13 日規則第 18 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日規則第 2 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 25 日規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 4 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 2 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 15 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、令和 3 年 1 月 15 日から適用する。

附 則（令和 3 年 9 月 17 日規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

鞍手町長 様

申請人 主たる事務所の所在地
(個人にあつては住所)

名称及び代表者氏名
(個人にあつては氏名)

㊞

工場等設置奨励指定申請書

次の工場等の取得等について、鞍手町工場等設置奨励に関する条例第3条の規定による指定を受けたいので、鞍手町工場等設置奨励に関する条例施行規則第2条第1項の規定により申請します。

記

- 主たる事務所の所在地
- 資本金(個人にあつては元入金)
- 会社又は工場等の沿革及び事業種目
(ア) 沿革
(イ) 事業種目
- 事業年度又は年(年 月 日から 年 月 日まで)
備考 法人は事業年度、個人は年を記入する。
- 事業所の所在地
- 取得等を行う工場等の名称
- 工事等建設計画の概要
(ア) 種類別投下固定資産計画

固定資産名		数量	金額	備考※
建物及びその附帯設備	(1) 工場用	m ² (延)	円	
	(2) 作業場用	m ² (延)	円	
	(3) 倉庫用	m ² (延)	円	
	(4) 事務所用	m ² (延)	円	
	(5) 車庫用	m ² (延)	円	
	小計			円
機械及び装置			円	
			円	
			円	
	小計			円
土地		m ²	円	
合計			円	

- ※1 備考の欄には、建物及びその附帯設備の場合にはその構造、建築面積を記入する。
2 製造業は、工場用の建物及びその附帯設備、機械及び装置、土地について記入する。
3 運輸業のうち、道路貨物運送業は作業場用、倉庫用又は車庫用の建物及びその附帯設備について記入する。
4 運輸業のうち、こん包業は作業場用及び倉庫用の建物及びその附帯設備について記入する。

(イ) 取得等を行う工場等に常時使用する従業員数

事業部門別	取得等の前における従業員数	取得等を行う工場等の従業員数			合計従業員数
		配置転換による従業員数	新規採用による従業員数	計	
	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人

(ウ) 取得等を行う工場等の建設着手予定年月日及び完成予定年月日

年 月 日着手予定

年 月 日完成予定

(エ) 事業開始予定年月日 年 月 日

(オ) 電力及び工業用水の需給計画

電力量	
工業用水	

(カ) 原材料及び製品の輸送計画

原材料	
製品	

(キ) 資金計画

(ク) 取得等を行う工場等の設置について必要とする許可認可事項の有無及びその取得状況

(ケ) 工場用地配置図（事業所全体及び取得等を行う工場等）

(コ) 製造工程図（機械及び装置の配置図、製造ライン）

8 取得等を行う工場等の事業計画

(ア) 事業計画の概要

(イ) 生産計画

(ウ) 原材料取得計画（製造業のみ）

9 奨励措置を受けようとする固定資産税の種類

今回、取得等を行う固定資産（建物及びその附帯設備・機械及び装置・土地）で鞍手町工場等設置奨励に関する条例施行規則第2条の2の適用を受けるもの

※該当するものを○で囲んでください。

10 取得等を行う工場等の貸与の有無（有・無）

(ア) 業務請負契約等の写し

備考 この申請に際し、上記に定めるもののほか必要とされる事項及び関係書類

様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

名称及び代表者氏名
（個人にあつては氏名） 様

鞍手町長

指 定 書

下記、固定資産の取得等に対する指定申請は適当と認め、貴社（殿）を鞍手町工場等設置奨励に関する条例第3条の規定により奨励措置を受けることができる者に指定します。

記

- 1 事業の区分
- 2 主たる固定資産の名称
- 3 付 帯 意 見 別紙 鞍手町工場等設置奨励審議会答申書のとおり

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

鞍手町長 様

申請人 主たる事務所の所在地
（個人にあつては住所）

名称及び代表者の氏名
（個人にあつては氏名）

計画変更承認申請書

年 月 日 第 号により鞍手町工場等設置奨励に関する条例第3条の規定による指定を受けましたが、次のとおり計画を変更したいので、鞍手町工場等設置奨励に関する条例施行規則第2条第3項の規定により申請します。

記

- 1 工場等の名称及び所在地
- 2 変更しようとする計画の内容（当初計画と変更計画が比較できるように記載）
- 3 変更しようとする時期 年 月 日
- 4 変更しようとする事由

様式第 4 号（第 3 条関係）

年 月 日

鞍手町長 様

納税義務者 主たる事務所の所在地
（個人にあつては住所）

名称及び代表者の氏名
（個人にあつては氏名）

年度 固定資産税課税免除申請書

鞍手町工場等設置奨励に関する条例第 3 条による指定を受けましたので、 年
度分に係る固定資産税の課税免除をされますよう鞍手町工場等設置奨励に関する条例
施行規則第 3 条第 1 項の規定により申請します。

資産区分	土 地	家 屋	償却資産	計
課税標準額	円	円	円	円

備考 町税等の未納のないことを調査する同意書（様式第 10 号）を添付すること。

様式第4号の2（第3条関係）

第 号
年 月 日

名称及び代表者氏名
（個人にあつては氏名） 様

鞍手町長

年度 固定資産税課税免除決定通知書

鞍手町工場等設置奨励に関する条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき下記のとおり決定しましたので、鞍手町工場等設置奨励に関する条例施行規則第3条第2項により通知します。

記

（単位：円）

資産区分	課税標準額	課税免除額
土地		（ 年度）
家屋		
償却資産		
合計		

年 月 日

鞍手町長 様

届出人 主たる事務所の所在地
（個人にあつては住所）

名称及び代表者の氏名
（個人にあつては氏名）

事 業 開 始 届

鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づき指定を受けた工場等の事業を開始したので、鞍手町工場等設置奨励に関する条例施行規則第 4 条の規定により事業開始届を提出します。

記

- 1 工場等の名称及び所在地
- 2 指定を受けた年月日及び指定書番号
年 月 日 第 号
- 3 工場等の事業開始年月日
年 月 日

鞍手町長 様

届出人 主たる事務所の所在地
（個人にあつては住所）

名称及び代表者の氏名
（個人にあつては氏名）

工 事 完 了 届

鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づき指定を受けた工場等の建設を完了したので、鞍手町工場等設置奨励に関する条例施行規則第4条の規定により工事完了届を提出します。

記

- 1 工場等の名称及び所在地
- 2 指定を受けた年月日及び指定書番号
年 月 日 第 号
- 3 工場等の固定資産の総額（様式第1号「工場等設置奨励指定申請書」の7の（ア）の種類別投下固定資産計画の様式に準ずる。）
- 4 工場等の常時使用する従業員
- 5 工事完了年月日
年 月 日

鞍手町長 様

届出人 主たる事務所の所在地
（個人にあつては住所）

名称及び代表者氏名
（個人にあつては氏名）

事業休（廃）止届

鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づき指定を受けた工場等の事業を休（廃）止したので、鞍手町工場等設置奨励に関する条例施行規則第4条の規定により事業休（廃）止届を提出します。

記

- 1 工場等の名称及び所在地
- 2 指定を受けた年月日及び指定書の番号
年 月 日 第 号
- 3 工場等の事業を開始した年月日
年 月 日
- 4 休（廃）止した事業部門
- 5 休（廃）止した理由
- 6 休（廃）止した年月日
年 月 日

様式第8号（第4条関係）

年 月 日

鞍手町長 様

届出人 主たる事務所の所在地
（個人にあつては住所）

名称及び代表者の氏名
（個人にあつては氏名）

事業報告書

鞍手町工場等設置奨励に関する条例施行規則第4条の規定により
分の事業報告書を別紙のとおり提出します。

年度

参考 添付書類

- （ア）財産目録
- （イ）貸借対照表
- （ウ）営業報告書
- （エ）損益計算書
- （オ）準備金及び利益又は利息の配当に関する議案

鞍手町長 様

届出人 主たる事務所の所在地
（個人にあつては住所）

名称及び代表者氏名
（個人にあつては氏名）

事業承継届

鞍手町工場等設置奨励に関する条例の基づき指定を受けた工場等の事業を承継したので、関係書類を添付のうえ、鞍手町工場等設置奨励に関する条例施行規則第4条の規定により事業承継届を提出します。

記

- 1 承継した工場等の名称及び所在地
- 2 承継した工場等の事業種目
- 3 承継した年月日
年 月 日
- 4 承継した工場等の指定年月日及び指定書の番号
年 月 日 第 号
- 5 承継した工場等の資産内容及び従業員明細
- 6 承継した理由

様式第 10 号（第 3 条関係）

町税等の未納のないことを調査する同意書

年 月 日

鞍 手 町 長 様

同意する者

申請人 主たる事務所の所在地
(個人にあつては住所)

名称及び代表者氏名
(個人にあつては氏名)

鞍手町工場等設置奨励に関する条例施行規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記町税及び使用料等の納税・納付状況について調査することに同意します。

対象項目

1. 法人町民税
2. 固定資産税
3. 町県民税（特別徴収分）
4. 軽自動車税
5. その他各種使用料及び手数料並びに負担金の一切のもの